



栃木地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

栃木労働局一般公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、栃木地方最低賃金審議会委員（補欠委員）を任命したいので、関係使用者団体は、下記「栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月1日

栃木労働局長 中野知基

記

栃木地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年9月24日

（3）推薦書の提出先

栃木労働局労働基準部賃金室（宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎）

令和 年 月 日

栃木労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

栃木地方最低賃金審議会 { 使用者代表 } 委員の候補として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

※ 推薦に当たっては、候補者の履歴書を添付してください。

内 諾 書

栃木労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、栃木地方最低賃金審議会委員に任命されました
ときは、就任することを内諾します。